

2026 年度海外留学支援制度 学部学位取得型

募集要項 (都道府県推薦枠)

※この募集は、2026 年度予算の成立を前提に行うものです。



独立行政法人
日本学生支援機構

応募に際しては、「2026 年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引」(以下「申請の手引」という。)及び「募集要項補足 Q&A」(以下「Q&A」という。)も参照してください。

申請の手引には、応募書類の作成・提出方法等についての説明及び応募書類のサンプルを掲載しています。Q&A には、応募資格要件や支援内容等に関するよくある質問とその回答をまとめており、募集要項の補足となる重要な内容ですので、必ず確認してください。

目 次

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的
2. 派遣学生の定義
3. 本奨学金等の財源

II 支援予定人数

III 支援対象となる留学計画

1. 対象となる大学
2. 対象国・地域
3. 対象課程
4. 支援期間・支援開始・支援終了

IV 資格要件

V 支援内容

1. 奨学金月額
2. 奨学金の支給方法
3. 他奨学金との併給

VI 都道府県推薦枠への応募について

1. 応募受付・審査実施日程
2. 推薦可能人数
3. 対象
4. 審査方法

VII 応募方法

1. 応募書類提出【応募者】及び推薦状等提出【高等学校等】
2. 応募書類
3. 提出の際の注意事項
4. 応募書類の提出期間
5. 応募書類の提出先

VIII 採否結果

IX 採用後の重要事項

1. 採用登録
2. 事前オリエンテーション
3. 各種報告書等の提出
4. 採用の取り消し
5. 支給の休止

X その他

1. 留学中の安全管理

2. 個人情報の取扱い
3. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)
4. 各語学能力試験の CEFR との対応表(別紙2)

I 海外留学支援制度の基本方針

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、日本から諸外国及び諸地域(以下「諸外国等」という。)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国等との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 派遣学生の定義

募集要項において「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(日本の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学を除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者とします。

3. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 38 年8月 27 日法律第 179 号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがありますので、「募集要項」や後日掲載予定の「手続の手引」等に定める規定や手続きを遵守してください。

II 支援予定人数

未定(参考: 2025 年度採用人数 118 名(うち都道府県推薦枠 32 名))

III 支援対象となる留学計画

2026年4月1日から2027年3月31日までの間に留学を開始する計画が対象です。

1. 対象となる大学

学士の学位を授与できる諸外国等の大学。

※短期大学や専修学校の専門課程、コミュニティカレッジ等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合は、本制度の支援対象外です。

※支援期間中に他大学に転学・編入学・再入学することは、原則認めません。

2. 対象国・地域

第1項の大学が所在する諸外国等。

3. 対象課程

(1) 学士課程

第1項の大学における学士の学位を取得するための課程。

※専攻分野の指定はありません。ただし、芸術分野の実技のみで学位を取得する場合は、本制度の支援対象外です。

※学士・修士一貫課程について、本制度では、留学先大学から学士の学位が授与される場合に限り、学士の学位取得にかかる期間を支援の対象課程とします。

※通信・遠隔教育(完全オンライン授業)により提供される課程で、日本以外の諸外国等に滞在せずに学位取得が可能な場合は、本制度の支援対象外です。

(2) 大学入学準備コース(該当者のみ上記(1)開始前に対象)

学士課程への入学に必要な準備を目的として、諸外国等に所在する留学先大学の付属機関やそれに準ずる教育機関によって提供されるコース。

※本制度では、原則、日本の中等教育修了資格(*1)が留学先大学の学士課程入学条件を満たさない場合に限り、当該学生を対象とした大学入学準備コースも支援の対象課程とします。

(*1) 中等教育を修了したことを証明する資格。日本の場合は高等学校卒業証書やそれに相当する資格が該当する。

ただし、留学開始時(支援期間開始時)に、応募書類に記入した第1希望～第4希望のうち、いずれかの留学先大学における学士課程の「条件付」入学許可を得ていることが条件です。

※語学力の不足等を補うための語学学校や語学コース(ESL等)等のことではありません。

《注意》募集要項において、「大学入学準備コース」と記載している事項以外は学士課程と同様の取り扱いとします。

4. 支援期間・支援開始・支援終了

(1) 支援期間

原則4年

※正規課程(学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程)の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間(以下「標準修業年限」という。)を支援します。在学年限(在学可能な年限)ではありません。

※学士課程又は大学入学準備コースで学修活動を開始する前に、語学学校や語学コース(ESL等)で行う語学研修期間等については、支援期間に含めません。

※入学時の段階で、学士課程の履修中に、学位取得に必須となる正規の授業の一環として就業経験を行うと定められている場合は、当該期間も含めて支援対象とします。ただし、学部や専攻のプログラムに、就業経験(例:Co-opプログラム等)有り又は無しの選択肢がある場合は、就業経験無しのプログラムにおける標準修業年限を支援期間とします。

※支援期間の延長は、原則認めません。

(2) 支援開始

2026年度中(2026年4月1日から2027年3月31日まで)で、留学先大学が所在する諸外国等において、学士課程又は大学入学準備コースにおける1年次の授業開始月から支援を開始します。

※新入生オリエンテーションや履修登録の期間は、支援期間に含めません。

(3) 支援終了

上記(1)で定める期間内で、学籍がある期間のうち、留学先大学における学位取得のための学修活動が終了する月までとします。

※(該当者のみ)大学入学準備コースの場合も、当該コースの学修活動が終了する月までを、大学入学準備コースの支援期間とします。

IV 資格要件

次の(1)～(18)に掲げる全ての要件を満たす者とします。

《応募時に満たすべき要件》

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

※「募集要項」でいう「日本人学生等」には、日本国籍を有する者の他に日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)を含みます。

(2) 次のアからウのいずれかに該当する者

- ア. 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、日本の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者
- イ. 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者
- ウ. 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、ア又はイに類する活動を行う意思を有する者

(3) 国費による本制度の支援を受けて、自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告する義務があります。

(4) 応募締切時までに、国内外の高等教育機関(大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)、専修学校の専門課程)及び大学入学準備コース等に在籍したことがない者

(5) 応募時(応募書類の提出期間)において、日本に居住している者

(6) 日本の学校教育法に基づき設置された高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部(以下「高等学校等」という。)を令和8年3月に卒業(修了)見込みの者。

(7) 上記(6)の高等学校等の長から推薦状を取得できる者

(8) 留学先大学での主たる使用言語の能力が、次に掲げる水準以上である者

※留学先大学が求める語学能力にかかわらず、下記基準を満たしていることが応募の条件です。

- ① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者
応募時までに、TOEFL iBT (Internet-based Test) 80 点以上、又は IELTS 6.0(Academic Module Overall Band Score)以上の得点を取得している者
- ② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者
応募時までに、受験した主たる使用言語の語学能力試験の結果(総得点)が、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)B2 レベル以上である者

(9) 応募時までに在学した全ての高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.7以上に相当する者

(10) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者

(11) 家計支持者の令和6(2024)年の合計所得金額(*1)(父母が共働きの場合は父母それぞれの合計所得金額を合算する)が、2,000 万円以下である者

(*1) 各種所得(給与所得やその他の所得)の合計額で、各種所得控除(基礎控除や配偶者控除、扶養控除等)を差し引く前の金額を指す。

(12) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取り、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者

なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④全てを満たす者とします。

- ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)、又は親権者が国内連絡人として認めた者
- ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者

- ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
- ④ 日本語での事務手続きに対応できる者

《支援開始までに満たすべき要件》

(13) 支援期間開始までに留学先大学の入学許可を自身で得ることができる者

※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。

※(該当者のみ)大学入学準備コースの場合は、留学先大学における学士課程の入学許可は「条件付」でも構いません。支援期間開始までに、大学入学準備コースへの入学許可書と、当該コース修了を条件とする学士課程への「条件付」入学許可書の両方(一通の文書にまとめられていても構いません。)を提出してください。

(14) 留学に必要な査証を自身で得ることができる者

(15) 支援期間開始時に、大学、企業等に雇用されていない者

《その他要件》

(16) 支援期間開始時から終了時までの間に、留学先以外の大学又は大学院、大学入学準備コース、

短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校及び外国の教育制度においてこれらに相当する課程に在籍していない者

(17) 支援期間中において報酬等を伴う労働等を行わない者。ただし、以下の条件を満たす場合に限り、当該労働等を行うことに係る報酬等を受給することを認める。

① 支援期間中は、学位取得に向けた学修の遂行に専念できること

② 当該労働等により学修の遂行に支障が生じ成績不良となったり学位取得が遅れたりしないこと

※留学先国・地域における当該労働に必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず自身で確認のうえ順守してください。

(18) その他、機構理事長が必要と認める条件を満たす者

V 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金を支給します。これらの支援額については、2026年度予算の成立状況により変更する場合があります。

1. 奨学金月額(2025 年度実績)

留学先の国・地域により異なります。詳細は別紙1を参照してください。

区分	奨学金月額	主な国・地域
A	352,000 円	カナダ・アメリカ合衆国・英国・シンガポール
B	297,000 円	オーストラリア・ニュージーランド
C	294,000 円	オランダ
D	239,000 円	マレーシア
E	244,000 円	
F	189,000 円	中華人民共和国・大韓民国
G	194,000 円	フランス・ドイツ
H	139,000 円	台湾

※新規採用者に対し、支援開始時に渡航支援金 1 万円を支給する。

2. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、毎月在籍確認を行った上で、派遣学生の本人名義である日本国内の金融機関の口座へ送金します。

3. 他奨学金との併給

機構の貸与奨学金(第二種奨学金(海外))やその他(機構以外)の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

VI 都道府県推薦枠への応募について

1. 応募受付・審査実施日程

以下の日程で応募受付・審査を行います。

項 目	日 程
応募書類提出【応募者】	各都道府県に確認
推薦状等提出【高等学校等】	
都道府県より推薦書類提出	2025 年 10 月 2 日 (木) 13 時 (日本時間) 締切
採否結果	2026 年 3 月上旬 (予定) ※都道府県を通じて通知
採用決定後の手続き	2026 年 3 月 18 日 (水) までに、手続き書類提出

2. 推薦可能人数

都道府県推薦枠(以下、「推薦枠」という。)における推薦可能人数を、各都道府県1名とします。

※応募者が「推薦枠」ではない通常に応募「以下、「通常応募」という。」にて機構に直接申請することも可能のため、重複して申請があった場合には、各都道府県からの推薦を優先します。

3. 対象

当該都道府県に所在する国公立の高等学校等に在籍し、令和8年3月に卒業(修了)見込みの者。

4. 審査方法

選考は、各都道府県が行います。

VII 応募方法

1. 応募書類提出【応募者】及び推薦状等提出【高等学校等】

(1) 応募書類の準備・提出【応募者】

「推薦枠」の応募者が提出する書類は次項の通りです。応募書類は、通常応募と概ね同様ですので、「申請の手引」を参考に準備・作成の上、都道府県が指定する提出先に提出してください。申請の手引及び応募書類の各様式は、以下の機構のホームページからダウンロードしてください。

※各様式の選考管理番号欄には都道府県コードを入力してください。

(2) 推薦状等提出【高等学校等】

調査書等及び推薦状は、高等学校等から都道府県が指定する提出先に直接提出します。



2. 応募書類

《応募者が作成又は準備(入手)するもの》

提出書類の記載言語に指示がある場合を除き、日本語以外で記載された書類には、和訳を添付してください。

- ① 応募者の顔写真(JPEG 形式)
- ② 願書(様式1)
- ③ 留学先大学等情報【第1希望～第4希望】(様式2-1～様式2-4)
 - ※日本語で作成してください。
 - ※留学先大学における留学計画(専攻や取得予定学位等も含む)は第4希望まで記入できます。同じ留学先大学であっても、専攻や取得予定学位が異なる場合は、それぞれ別の留学計画として記入する必要があります。
 - ※第1希望～第4希望以外にも希望がある場合、様式2-5～様式2-8に第5希望～第8希望を記入してください。採用後にやむを得ず第4希望までに進学できない場合、第5希望～第8希望に記入していた留学先大学における留学計画に限り、変更の審査(再審査)を認めることとします。ただし、第1希望～第8希望以外への変更を希望する場合は、第8希望まで全て記入していた場合に限り、変更先大学が明らかにそれら8校と同等又はそれ以上のレベルであることを条件に、留学計画の変更の審査(再審査)を認めることとします。
- ④ ③(留学先大学等情報【第1希望～第4希望】)の根拠書類(様式2-1～様式2-4別添)
 - ※③で記入した第5希望～第8希望の根拠書類は提出不要です。
- ⑤ 留学を志す理由・留学計画・学位取得後の進路計画(様式3-1a～様式3-3a、様式3-1b～様式3-3b)
 - ※日本語及び留学先での使用言語で作成してください。
- ⑥ 日本社会への貢献について(様式4)
 - ※日本語で作成してください。
- ⑦ 留学をテーマとした自己PR(様式5)
- ⑧ パスポート(または在留カード(両面))及び令和7(2025)年8月1日以降発行の住民票
- ⑨ 語学能力試験証明書
 - ※別紙3「各語学能力試験のCEFRとの対照表」に記載されていない語学能力試験については、CEFRとの対照表を提出してください。
 - ※次の場合は「語学運用能力証明書」(様式イ)を提出してください。
 - ・主たる使用言語について、CEFRと対照できる語学能力試験が全く存在していない場合
 - ・別紙3「各語学能力試験のCEFRとの対照表」に記載されていない語学能力試験で、CEFRとの対照表が存在していない場合
- ⑩ 令和6(2024)年分の所得証明書(市区町村役場発行のもの)
 - ※父・母の両方の所得証明書を提出する必要があります。専業主婦(主夫)、無職無収入の場合も、それを証明する所得証明書を提出してください。
 - ※父・母、並びにこれに代わって家計を支えている者(以下、「その他家計支持者」という。)がいる場合は当該者も含めた全員分を提出してください。
- ⑪ (該当者のみ) 令和6(2024)年分所得金額証明書・理由書(様式チ)

※⑩(父・母・その他家計支持者の令和6(2024)年分の所得証明書)に関して発行されない(提出できない)やむを得ない事情がある場合又は提出する所得証明書には含まれない所得がある場合に提出してください。

《高等学校等に作成や準備を依頼するもの》

⑫ 卒業証明書等

※高等学校等の「卒業(見込み)証明書」又は「修了(見込み)証明書」を提出してください。

※外国の大学入学資格である国際バカロレア等も支援期間開始までに取得する場合は、「資格取得(見込み)証明書」も提出してください。

※いずれも、日本語又は英語で作成されたものに限りします。

※作成は高等学校等に依頼しますが、提出は応募者が行います。

⑬ 調査書等【高等学校等が都道府県に直接提出】

※高等学校等の都合により、「調査書」が発行されない場合に限り「成績証明書」を提出してください。

※成績が5段階評価によるものではない場合、高等学校等の長に「成績証明書【5段階評価換算用】」(様式ハ)の作成を依頼してください。

※いずれも、日本語又は英語で作成されたものに限りします。

⑭ 推薦状【高等学校等が都道府県に直接提出】

※卒業(修了)見込みの高等学校等の長からの推薦状を提出してください。

※日本語で作成されたものに限りします。

3. 提出の際の注意事項

(1)各書類(写し)を所定の台紙と併せ、以下のとおり①～⑭を8個のファイルにした上で提出してください。ファイル名はそれぞれ指定があります。

※機構ホームページからダウンロードする応募書類一式の中には、通常応募の場合のみ提出する台紙もありますので、下表で台紙「要」となっている書類のみ台紙と併せて提出してください。

No.	提出書類内容	台紙 要否	提出時のファイル名(xxは 2桁の都道府県コード)	留意事項
①	顔写真	-	01_xx_shashin.jpg/jpeg	写真(40mm×30mm 600×450 ピクセル程度)
②	願書(様式1)	-	0203_xx_gansho.xlsx	入力シートに必要事項を 記入し、Excel形式で提出
③	留学先大学等情報【第1希望～第4希望】 【第5希望～第8希望】 (様式2-1～2-4)(2-5～2-8)			
④	③留学先大学等情報【第1希望～第4希望】の根拠書類 (様式2-1～2-4別添)	要	04_xx_konkyo.zip	(第1希望) 04_xx-daigaku01.pdf (第2希望) 04_xx-daigaku02.pdf (第3希望) 04_xx-daigaku03.pdf (第4希望) 04_xx-daigaku04.pdf 第1希望～第4希望(PDFファイル)をまとめて一つのZIP ファイルにして提出

⑤	留学を志す理由・留学計画・学位取得後の進路計画 (様式3-1a～3-3a、様式3-1b～3-3b)	-	050607_xx_yoshiki345.pdf	⑤と⑥と⑦をまとめて一つのPDF ファイルにして提出
⑥	日本社会への貢献について (様式4)			
⑦	留学をテーマとした自己PR (様式5)			
⑧	・パスポート(または在留カード) ・住民票	要	08_xx_kokuseki.pdf	
⑨	語学能力試験証明書	要	09_xx_gogaku.pdf	
⑩	令和6(2024)年分の所得証明書	要	1011_xx_shotoku.pdf	⑩と⑪をまとめて一つのPDF ファイルにして提出
⑪	(該当者のみ)令和6(2024)年分所得金額証明書・理由書(様式チ)			
⑫	卒業証明書等	-	12_xx_sotsugyou.pdf	

※⑬調査書等及び⑭推薦状は、高等学校等から都道府県に直接提出します。

(2) 必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一度提出した後の差し替え及び訂正は一切認めません。

4. 応募書類の提出期間

都道府県が指定した提出期間

5. 応募書類の提出先

都道府県が指定した提出先

Ⅷ. 採否結果

派遣学生としての採否結果は、2026年3月上旬を目途に、都道府県を通じて通知します。

※各都道府県から推薦された段階では、まだ採用は決定していません。

Ⅸ 採用決定後の重要事項

1. 採用登録

派遣学生として採用された者は、2026年3月18日(水)までに、採用者登録及び誓約書(所定様式)を機構に提出してください。

※未成年の場合は、採用にあたり親権者の同意が必須です。

2. 事前オリエンテーション

採用者を対象に、2026年3月に事前オリエンテーションを実施します。(詳細未定)

3. 各種報告書等の提出

(1) 支援期間開始から終了までの各種報告

派遣学生は支援期間中、所定の様式により、定期的に学修状況を機構に報告する

必要があります。

例：毎月の学修報告書、毎学期終了時の留学状況報告書及び成績証明書、年に1回の派遣学生状況調査。

(2) 支援終了後の報告

支援終了後1か月以内に学位記や留学成果報告書(所定様式)及び成績証明書を提出する必要があります。

フォローアップの一環として、支援期間終了後5年間は、年1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を十分に理解し、対応してください。

※大学入学準備コースや学士課程を修了できず、本制度による支援が終了する場合にも、報告書類を提出する必要があります。

4. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあっては、奨学金等の全部又は一部を返納させることがあります。

- ① IV項に掲げる要件を備えなくなったとき
- ② VIIの第2項に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき(応募者本人が作成すべき書類を本人が作成していないことが判明した場合を含む)
- ③ 2026年度中に学士課程又は大学入学準備コースに入学し、授業が開始されたことを確認できないとき(入学許可又は査証の取得に日数を要したことにより、2026年度中に学修活動を開始することができない場合を含む)
- ④ (該当者のみ)大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しないとき
- ⑤ IXの第1項により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき
- ⑥ 留学計画の主要部分に変更が生じているとき
- ⑦ 留学先大学を休学、退学していることが判明したとき
- ⑧ 留学先大学を除籍になったとき
- ⑨ 支援期間中の各種申請書類の内容に虚偽があることが認められたとき
- ⑩ 機構又は派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性がないと判断したとき
- ⑪ IXの第3項により提出された留学状況報告書等に基づき、成績不良の状態が1年間続いたとき
- ⑫ 派遣学生としての責務を怠り、派遣学生として適当ではないと機構が判断したとき
- ⑬ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき

5. 支給の休止

派遣学生が次の事項に該当した場合、機構は奨学金等の支給を休止します。また、当該期間に既に機構が奨学金等を支給している場合は、奨学金等を返納させることがあります。

- ① 支援期間開始時又は支援期間中に、外務省の「海外安全ホームページ」上の危険情報又は感染症危険情報のうち「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域に渡航する又は留学している場合

ただし、レベル2の場合に限り、渡航に係る誓約書等の提出により、状況を確認したうえで支援を認めることがあります。

② その他、後日掲載予定の「手続の手引」に定められた支給要件を満たさない場合

X その他

1. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報や感染症情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報や感染症情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。

留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難(感染症を含む。)と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国を要請し、派遣学生への支援を見合わせる場合があります。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。また、留学の中止・延期又は帰国に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構は費用の負担や現地でのサポートを行わないので、必ず留学先国(地域)や留学先大学で指定された保険や海外旅行保険等に参加してください。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学情報サイト」 <https://ryugaku.jasso.go.jp/>



[海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>



○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : 03-3580-3311 (内線 2902、2903)

https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html



[在留届の提出について]

3か月以上外国に留学する日本人は、現地に到着後、住まいを管轄する日本の大使又は総領事館(在外公館)に在留届を提出することになっています。在留届を提出すると、在外公館から現地の治安情勢など、最新の情報が入手できるほか、事件、事故、災害の時に必要な情報が日本語で確認できます。万一、事件などに巻き込まれた場合、素早い支援を受けられます。また、在留届を提出する際、家族のメールアドレスもあわせて登録すると、在外公館から同じ情報が得られます。

○外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>



2. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

出身の高等学校等名の情報については、個人が特定できない形で、機構のホームページ等で公表することがあります。

3. 留学先地域による奨学金月額(別紙1)
4. 各語学能力試験の CEFR との対応表(別紙2)

【本件照会先】

応募書類提出先及び応募方法等について

都道府県が指定した提出・問い合わせ先

資格要件及び支援内容等について

「海外留学支援制度(学位取得型)受付センター」
(受託者)株式会社コスモピア

E-mail: ryugakushien_jasso@cosmopia.jp

電話: 03-6380-9612 (平日 10 時 00 分～18 時 00 分)

留学先地域による奨学金月額

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
アジア	100	台湾	H	139,000
	101	バングラデシュ	H	139,000
	102	ブータン	H	139,000
	103	ブルネイ	D	239,000
	104	カンボジア	H	139,000
	105	中華人民共和国	F	189,000
	106	中華人民共和国(香港特別行政区)	B	297,000
	107	インド	H	139,000
	108	インドネシア	H	139,000
	109	大韓民国	F	189,000
	110	ラオス	H	139,000
	111	マカオ	B	297,000
	112	マレーシア	D	239,000
	113	モンゴル	H	139,000
	114	ミャンマー	H	139,000
	115	ネパール	H	139,000
	116	パキスタン	H	139,000
	117	フィリピン	H	139,000
	191	シンガポール	A	352,000
	119	スリランカ	H	139,000
	120	タイ	H	139,000
	121	ベトナム	H	139,000
	123	東ティモール	H	139,000
	124	モルディブ	H	139,000
中南米	201	アルゼンチン	H	139,000
	202	ボリビア	H	139,000
	203	ブラジル	H	139,000
	204	チリ	D	239,000
	205	コロンビア	H	139,000
	206	コスタリカ	H	139,000
	207	キューバ	H	139,000
	208	ドミニカ共和国	H	139,000
	209	エクアドル	H	139,000
	210	エルサルバドル	H	139,000
	211	グアテマラ	H	139,000
	212	ホンジュラス	H	139,000
	213	ジャマイカ	D	239,000
	214	メキシコ	H	139,000
	215	ニカラグア	H	139,000
	216	パナマ	H	139,000
	217	パラグアイ	H	139,000
	218	ペルー	H	139,000

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
中南米	219	トリニダード・トバゴ	H	139,000
	220	ウルグアイ	H	139,000
	221	ベネズエラ	H	139,000
	222	ハイチ	H	139,000
中近東	301	バーレーン	A	352,000
	303	イラン	G	194,000
	304	イラク	G	194,000
	305	イスラエル	A	352,000
	306	ヨルダン	G	194,000
	307	クウェート	G	194,000
	308	レバノン	G	194,000
	309	オマーン	C	294,000
	310	カタール	A	352,000
	311	サウジアラビア	G	194,000
	312	シリア	G	194,000
	313	トルコ	G	194,000
	314	アラブ首長国連邦	A	352,000
	315	イエメン	G	194,000
	316	パレスチナ	G	194,000
	317	アフガニスタン	G	194,000
アフリカ	401	アルジェリア	H	139,000
	402	カメルーン	H	139,000
	403	コンゴ共和国	H	139,000
	404	コートジボワール	H	139,000
	405	エジプト	H	139,000
	406	エチオピア	H	139,000
	407	ガボン	H	139,000
	408	ガーナ	H	139,000
	409	ギニア	H	139,000
	410	ケニア	H	139,000
	411	リベリア	H	139,000
	412	リビア	H	139,000
	413	マダガスカル	H	139,000
	414	モーリタニア	H	139,000
	415	モロッコ	H	139,000
	416	ナイジェリア	H	139,000
	417	セネガル	H	139,000
	418	南アフリカ	H	139,000
	419	スーダン共和国	H	139,000
	420	タンザニア	H	139,000
	421	チュニジア	H	139,000
	422	コンゴ民主共和国	H	139,000
	423	ザンビア	H	139,000
	424	ジンバブエ	H	139,000

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
アフリカ	425	チャド	H	139,000
	426	ウガンダ	H	139,000
	427	ボツワナ	H	139,000
	428	南スーダン共和国	H	139,000
	429	シエラレオネ	H	139,000
	430	モザンビーク	H	139,000
	431	ベナン共和国	H	139,000
	432	ガンビア	H	139,000
	433	ナミビア	H	139,000
	434	ニジェール	H	139,000
	435	マラウイ	H	139,000
	436	ジブチ	H	139,000
	437	ルワンダ	H	139,000
	438	ブルンジ	H	139,000
	439	レソト	H	139,000
北米	501	カナダ	A	352,000
	502	アメリカ合衆国	A	352,000
オセアニア	601	オーストラリア	B	297,000
	602	ニュージーランド	B	297,000
	603	パプアニューギニア	H	139,000
	604	パラオ	H	139,000
	605	マーシャル諸島	H	139,000
	606	ミクロネシア	H	139,000
	607	フィジー諸島	H	139,000
	608	キリバス	H	139,000
	609	ナウル	H	139,000
	610	ソロモン諸島	H	139,000
	611	トンガ	H	139,000
	612	ツバル	H	139,000
	613	バヌアツ	H	139,000
	614	サモア	H	139,000
	615	クック諸島	H	139,000
	616	ニウエ	H	139,000
	617	トケラウ諸島	H	139,000
	618	ニューカレドニア	H	139,000
ヨーロッパ	701	アルバニア	H	139,000
	702	オーストリア	G	194,000
	703	エストニア	H	139,000
	704	ラトビア	H	139,000
	705	リトアニア	H	139,000
	706	ベルギー	G	194,000
	707	ブルガリア	H	139,000
	708	ベラルーシ	H	139,000
	709	カザフスタン	F	189,000

	国・地域コード	国・地域名	区分	単価(円)
ヨーロッパ	710	ウクライナ	H	139,000
	711	ウズベキスタン	H	139,000
	712	クロアチア	H	139,000
	713	チェコ	H	139,000
	714	デンマーク	C	294,000
	715	フィンランド	C	294,000
	716	フランス	G	194,000
	717	ドイツ	G	194,000
	718	ギリシャ	G	194,000
	719	ハンガリー	F	189,000
	720	アイスランド	G	194,000
	721	アイルランド	A	352,000
	722	イタリア	G	194,000
	723	ルクセンブルク	G	194,000
	724	マルタ	E	244,000
	725	北マケドニア	H	139,000
	726	オランダ	C	294,000
	727	ノルウェー	G	194,000
	728	ポーランド	H	139,000
	729	ポルトガル	G	194,000
	730	ルーマニア	H	139,000
	731	ロシア	H	139,000
	732	スロバキア	H	139,000
	733	スロベニア	H	139,000
	734	スペイン	G	194,000
	735	スウェーデン	C	294,000
	736	スイス	G	194,000
	737	英国	A	352,000
	738	セルビア	H	139,000
	739	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H	139,000
	740	キルギス	H	139,000
	741	タジキスタン	H	139,000
	742	モンテネグロ	H	139,000
	743	アゼルバイジャン	H	139,000
	744	リヒテンシュタイン	G	194,000
	745	ジョージア	H	139,000
	746	アルメニア	H	139,000
	747	コソボ	H	139,000
	748	トルクメニスタン	H	139,000
	749	モルドバ	H	139,000
	750	キプロス	E	244,000
その他	000	その他	H	139,000

各語学能力試験の CEFR との対応表

言語	試験名	B2	C1	C2
フランス語	DELFS・DALF	DELFS B2	DALF C1	DALF C2
フランス語	TCF	400-499 (10-13/20)	500-599 (14-17/20)	600- 699 (18-20/20)
ドイツ語	Goethe Institut, Goethe Zertifikat	B2	C1	C2
ドイツ語	Test DaF	TDN3, TDN4	TDN4, TDN5	-
ドイツ語	DSH	DSH1	DSH2	DSH3
ドイツ語	ÖSD	ÖSD Zertifikat B2	ÖSD Zertifikat C1	ÖSD Zertifikat C2
オランダ語	CNaVT	Educatief (STRT) - B2	Educatief Professioneel (EDUP) - C1	-
スペイン語	DELE	Nivel B2	Nivel C1	Nivel C2
スペイン語	SIELE	B2	C1	C2
イタリア語	CILS	CILS DUE-B2	CILS TRE-C1	CILS QUATTRO-C2
イタリア語	CELI	CELI3	CELI4	CELI5
イタリア語	PLIDA	PLIDA B2	PLIDA C1	PLIDA C2
ロシア語	TPK И	Т Р К И-II (B2)	Т Р К И-III (C1)	Т Р К И-IV (C2)
中国語	漢語水平考試(HSK)	4級	5級	6級
中国語	華語文能力測驗 (TOCFL)	高階級	流利級	精通級
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4級	5級	6級